

【参考資料】

2019年7月31日

霞が関国家公務員労働組合共闘会議（霞国公）

中央府省等に働く国家公務員の
第27回残業実態アンケート
(2018年1月～12月の1年間)
の結果について

霞が関国家公務員労働組合共闘会議／霞国公議長：小池 浩之

(問い合わせ先)

直通電話：03-3507-5588 (担当：小池)

メール：tk-kokko@par.odn.ne.jp

霞国公は、霞が関に所在する立法、行政、司法で働く中央府省の仲間が加入する労働組合が、ナショナルセンターの違いを超え、一致する要求での解決を目指す緩やかな共闘組織です。

役員は、議長、副議長、事務局長の他、各組合からの幹事で構成しています。

参加組織は、全農林東京、国会職連、会検労、国交労本省、全経済本省、全経済特許、全厚生本省、全労働本省、全環境、全司法最高裁、全司法高裁、全司法地裁、全司法家裁、全通信本省、人事院職組、公取職組、全行管職組の17組合（順不同）となっています。

I. 中央府省の残業実態について	
I-1. 月平均残業時間は 36.9 時間	1
I-2. 月平均残業時間別の状況	2
I-3. 休日出勤の有無	3
I-4. 平均退庁時間（23 時以降が 14.4%）	4
I-5. 残業になる要因（定員不足）	4
I-6. 残業になる要因（国会対応）	5
I-7. 残業手当等の支給実態	6
I-8. 霞が関の残業でまかなっている人員（8,562 人分に匹敵）	6
II. 中央府省の残業対策	
II-1. 定時退庁日の退庁状況	7
II-2. 管理職の指導の有無	7
II-3. 残業改善施策の効果	8
III. 職員の健康について	
III-1. 年次休暇の取得日数	9
III-2. 健康状態	10
III-3. 過労死の危険性	11
III-4. 業務におけるストレス	12
III-5. 長時間残業者（月平均 80 時間以上）の実態	13
IV. まとめ	15

(参考)

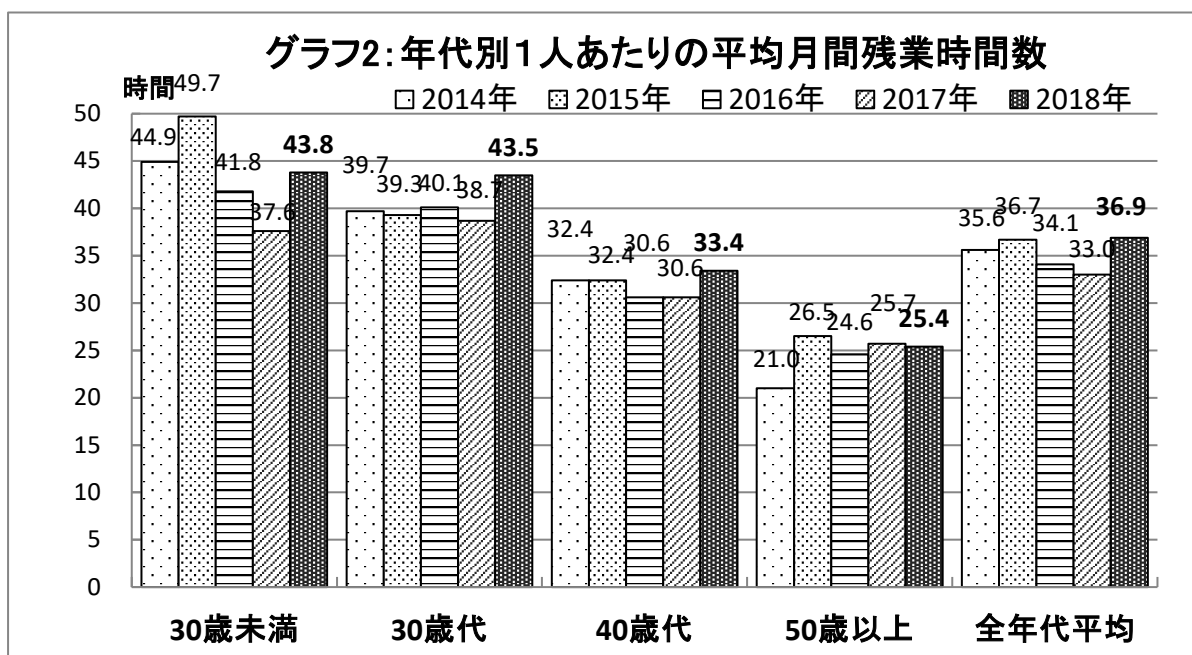
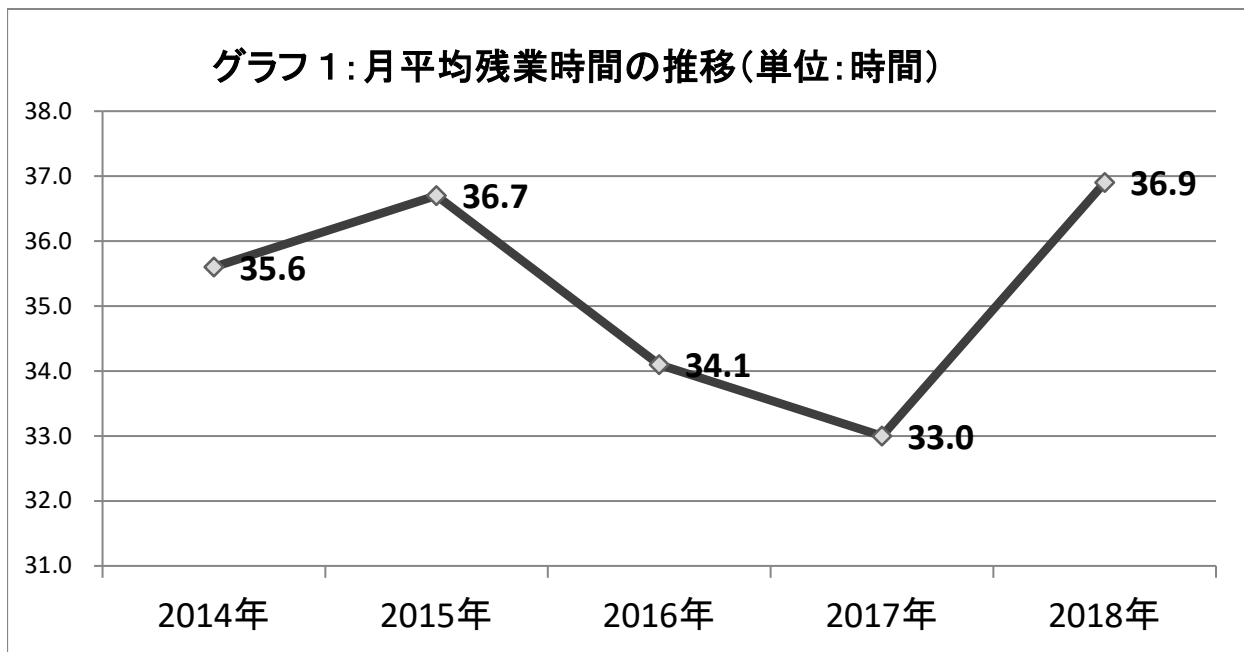
第 27 回残業実態アンケート調査票

I. 中央府省の残業実態について

I-1. 月平均残業時間は 36.9 時間（前年 33.0 時間）

アンケート結果では、昨年一年間（2018年1月～12月）の月平均の残業時間は36.9時間となっており、前年の33.0時間と比較して3.9時間増加しました。

年代別では、30歳未満43.8時間、30歳代43.5時間と残業時間が多くなっています。昨年との比較では、50歳以上を除く各年代で増加しました。

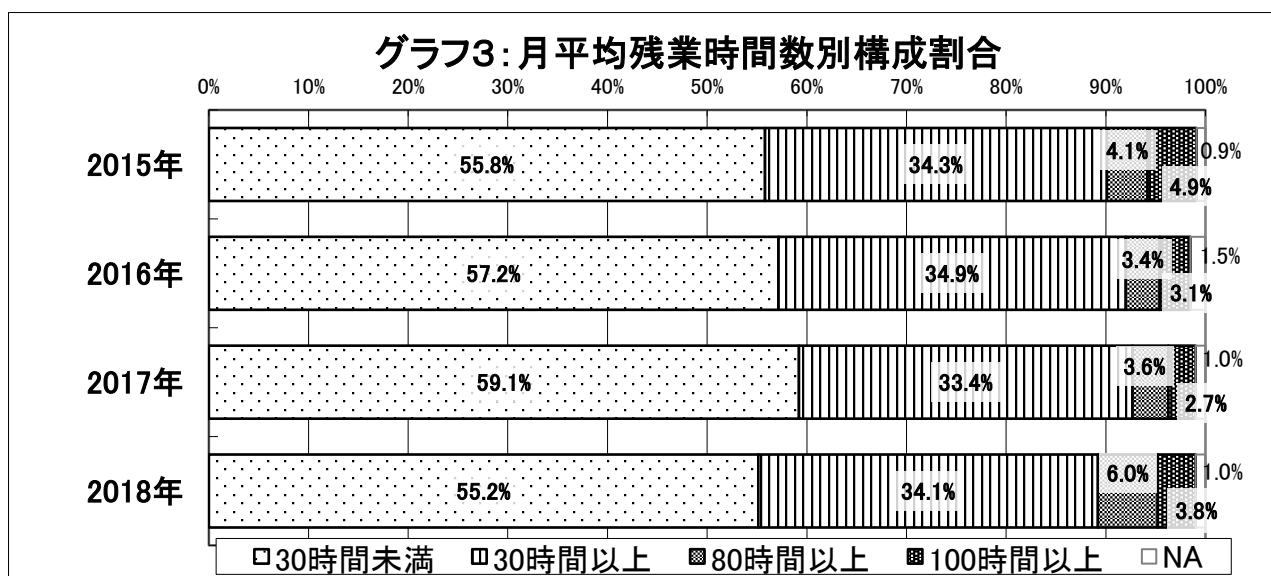


I-2. 月平均残業時間別の状況（月平均 80 時間以上が 9.8%）

月平均の残業時間別の状況では、過労死の危険ライン（厚生労働省）とされる「80 時間以上」が 9.8%（前年 6.3%）、とりわけ過労死の危険が高い「100 時間以上」が 3.8%（前年 2.7%）となっています。

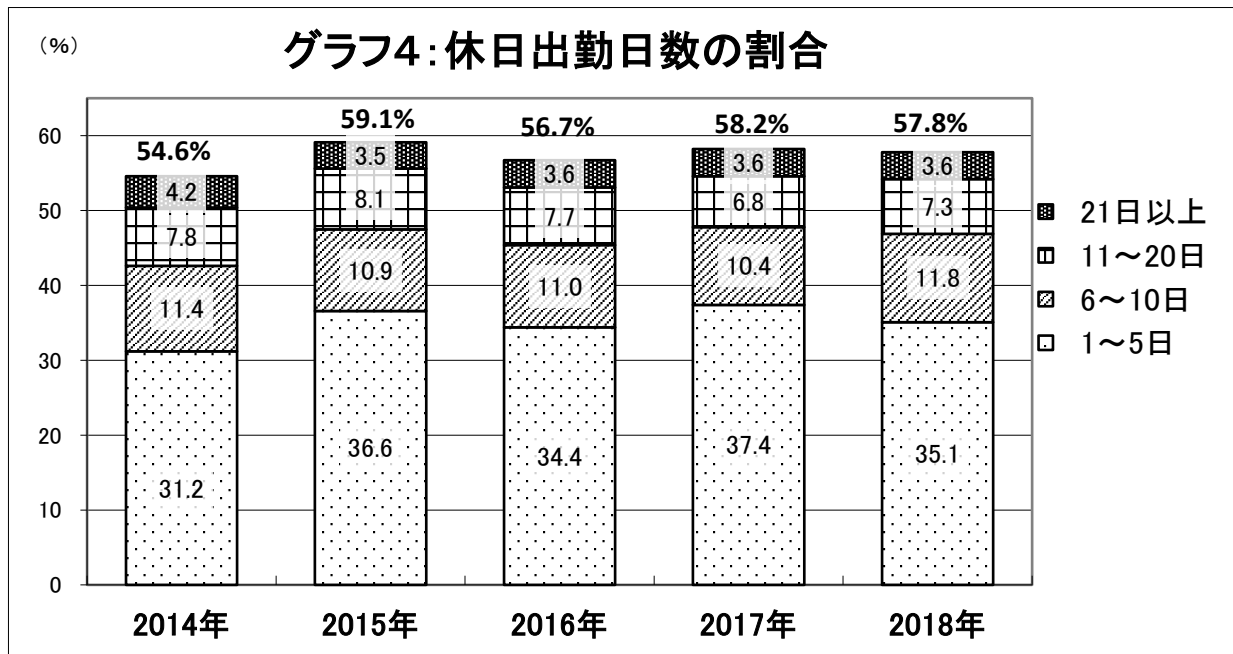
国家公務員の労働時間は、法律で週 38 時間 45 分と定められていますが、法定外労働時間を労使間で協定する権利が奪われているため、無制限に時間外労働を強いられる結果となっています。

人事院（労働基本権の代償機能を有する第三者機関）も、この残業実態を改善するために、時間外労働の上限の目安として年間 360 時間（月平均 30 時間）を目標に指針を定めていますが、この上限の目安時間を超えて残業している組合員等は 43.9%（前年 39.7%）となっています。



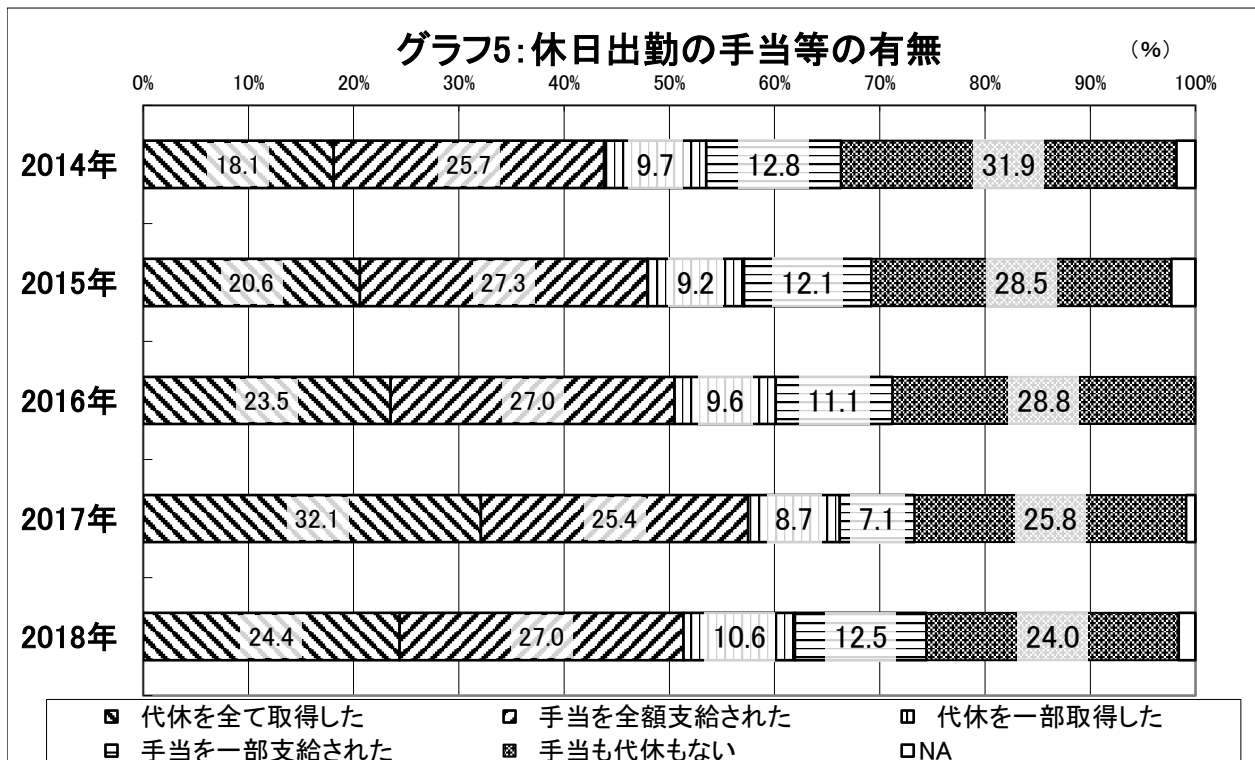
I-3. 休日出勤の有無

(1) 休日出勤の有無をみると「休日出勤あり」は57.8%（前年58.2%）と前年より0.4ポイント減少しましたが、相変わらず6割近くが休日出勤を余儀なくされています。



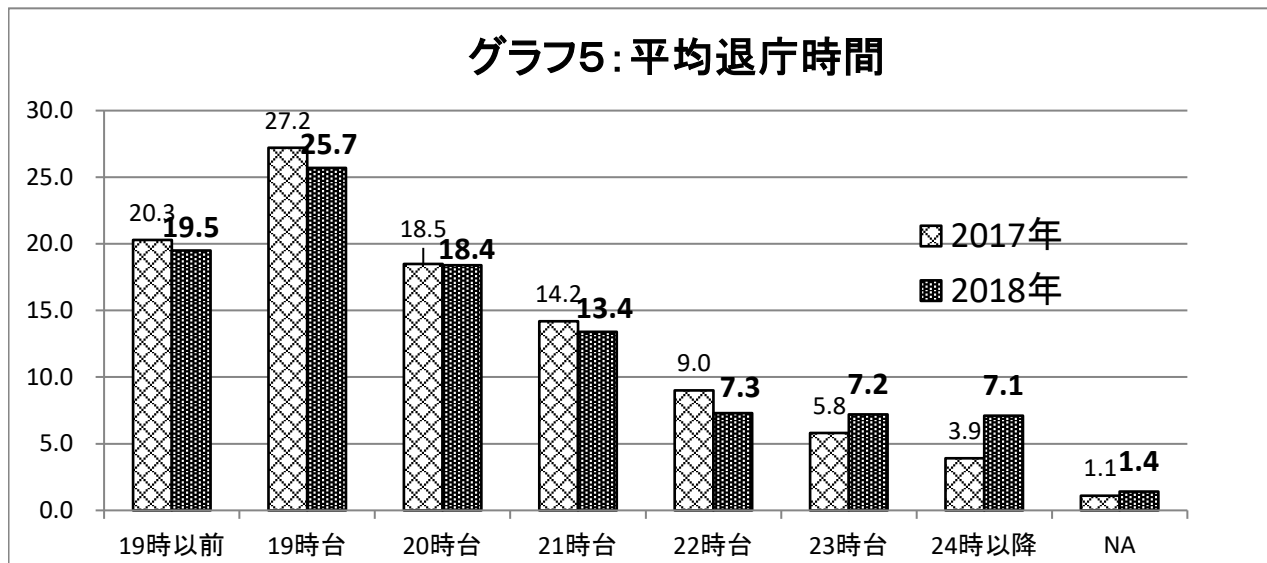
(2) 休日出勤の日数についてみますと、年間11日以上で10.9%（前年10.4%）、さらに21日以上では3.6%（前年3.6%）も存在しています。

(3) 休日出勤に対して、代休または手当で100%補填されている割合は41.4%（昨年40.8%）、ただ働きとなる「手当も代休もない」とする割合は、減少傾向にあるものの24.0%（前年25.8%）となっています。



I-4. 平均退庁時間 23 時以降が 14.4%

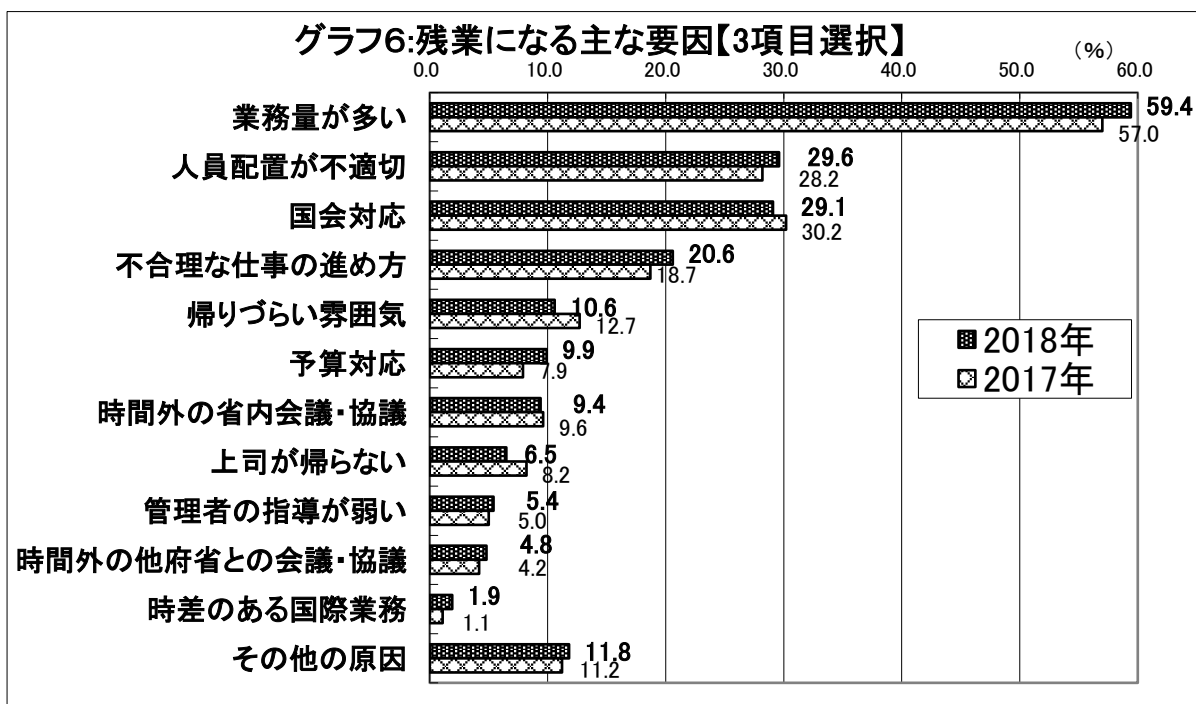
平均退庁時間は、定時退庁時間に相当する 19 時以前は、19.5% (前年 20.3%) にとどまる中、23 時以降が 14.4% (前年 9.7%) いました。



I-5. 残業になる要因 (定員不足)

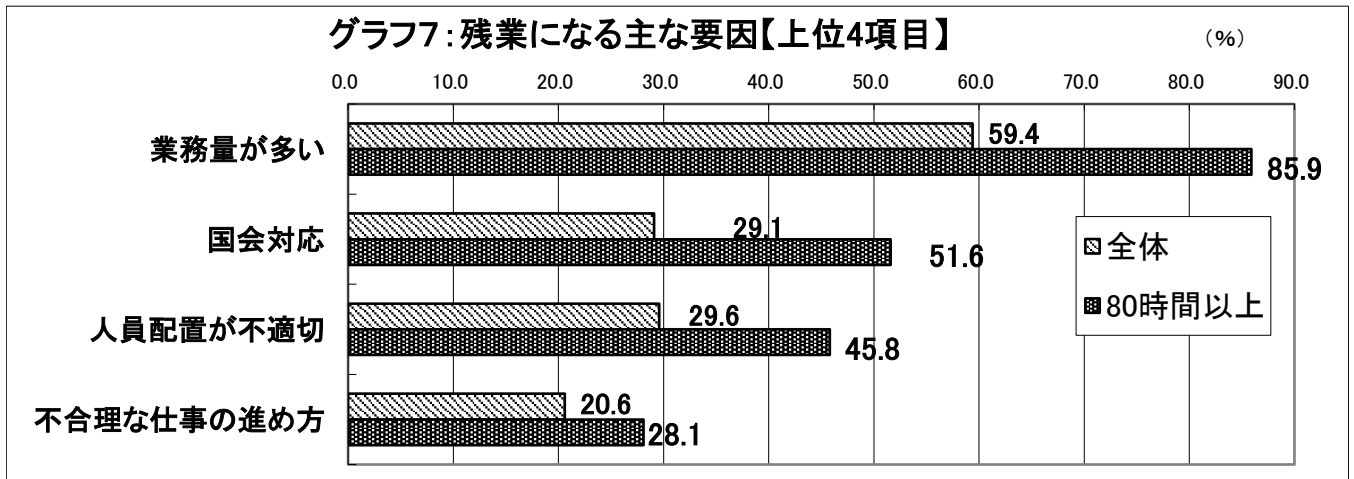
残業の要因としては、「業務量が多いため」が 59.4% (前年 57.0%) と依然として最も高く、次いで「人員配置が不適切なため」29.6% (前年 28.2%)、「国会対応のため」29.1% (前年 30.2%) 「不合理な仕事の進め方のため」20.6% (前年 18.7%) が続いています。

長年にわたる定員削減により、業務量に見合う職員が十分に配置されていないことが、霞が関の長時間労働の最も大きな要因であることは明らかです。



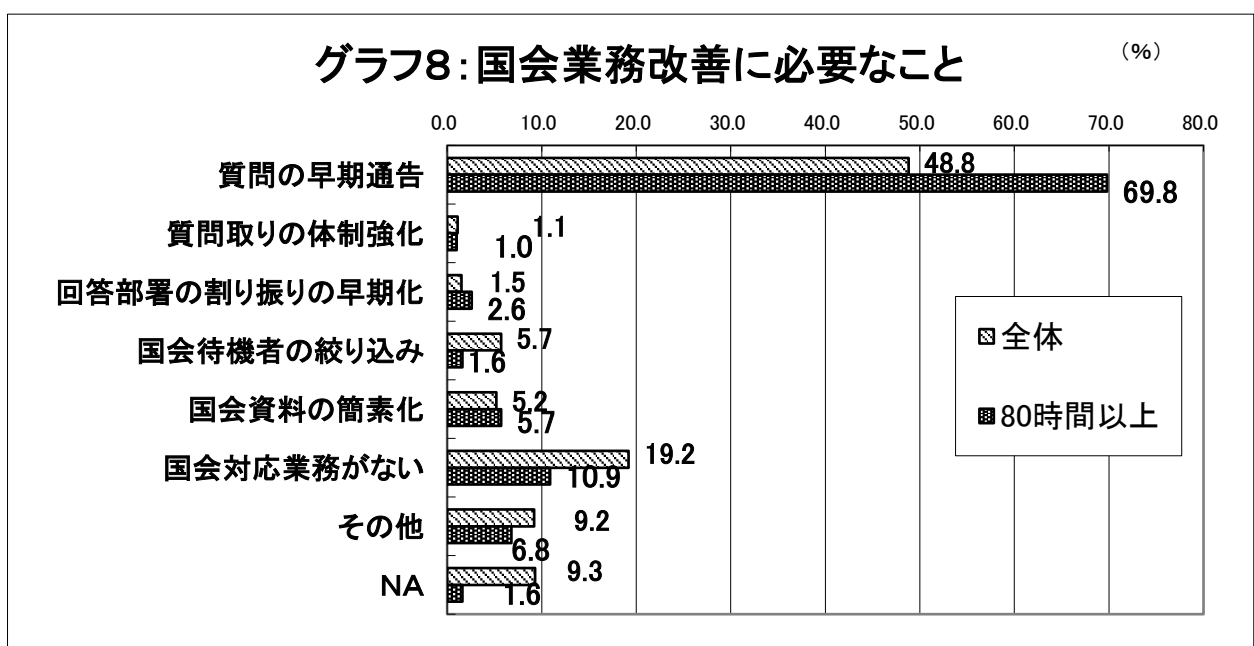
I-6. 残業になる要因（国会対応）

「国会対応業務」は、残業の主な要因の3番目に多い回答（29.1%）となりました。月平均残業時間が80時間以上の職員では、2番目に多い51.6%で国会対応が残業要因と答えています。霞が関の深夜に及ぶ長時間残業の大きな要因が、この国会対応であるといえます。



前日の質問通告が常態化している国会対応業務については、アンケート結果でも最も回答の多かった「質問の早期通告」（全体の48.8%、残業80時間以上の69.8%）によって改善することを求めます。

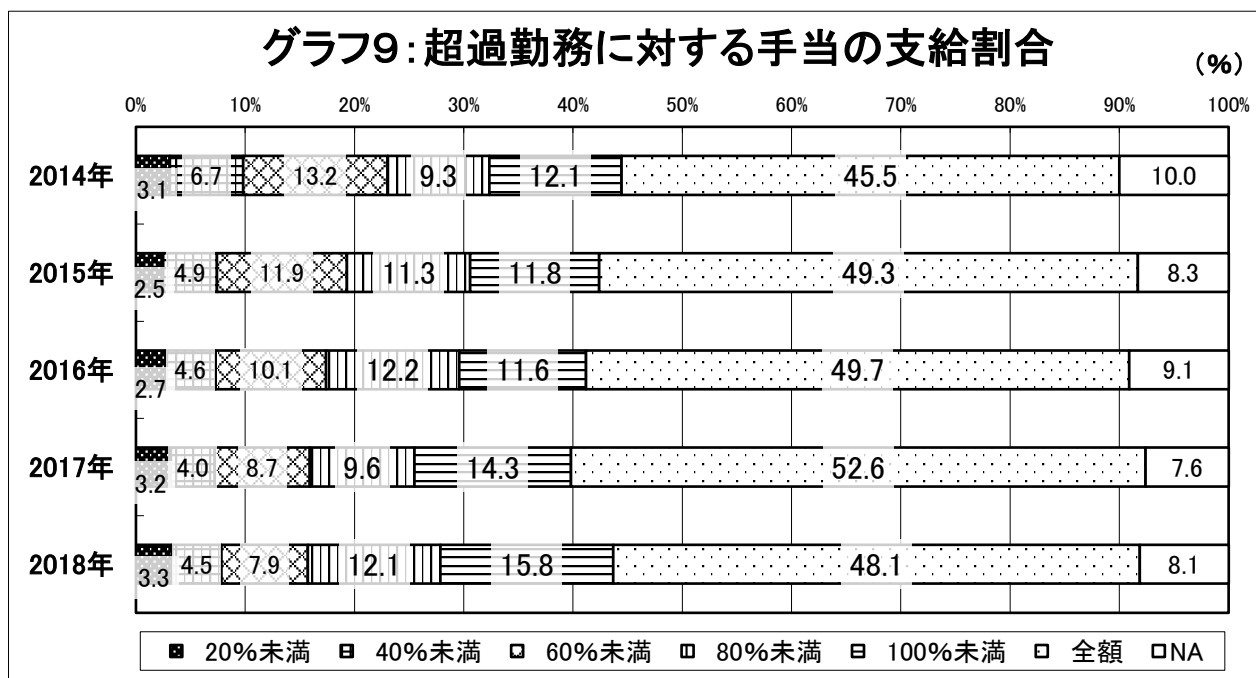
「前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する」とした「質問通告ルールの特則」（与野党国対委員長会議の申し合わせ事項）を再度徹底させ、改善させていくことが急務と言えます。



I-7. 残業手当等の支給実態

(1) このような過酷な超過勤務に対して、手当の支給実態をみますと「全額支給されている」との回答は48.1%（前年52.6%）と半数程度となっており、依然として不払い残業が横行しているのが実態です。

これを支給割合別にみますと「20%未満」が3.3%、「40%未満」が7.9%、「60%未満」が12.1%となっており、「不払いがある」の回答は、全体の43.6%（前年39.8%）となっています。



(2) 残業や休日出勤に対する手当の全額支給は当然のことであり、国家公務員給与法第25条では、「この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」とあります。このような違法状態は直ちに改められなければなりません。

I-8. 霞が関の残業でまかなっている人員（8,562人分に匹敵）

- ・ 月平均残業時間（36.9時間）×34,000人×12月＝14,932,800時間
- ・ 14,932,800時間÷1人あたり年間標準労働時間（1744時間）≒8,562人（必要定員数）

試算の前提条件

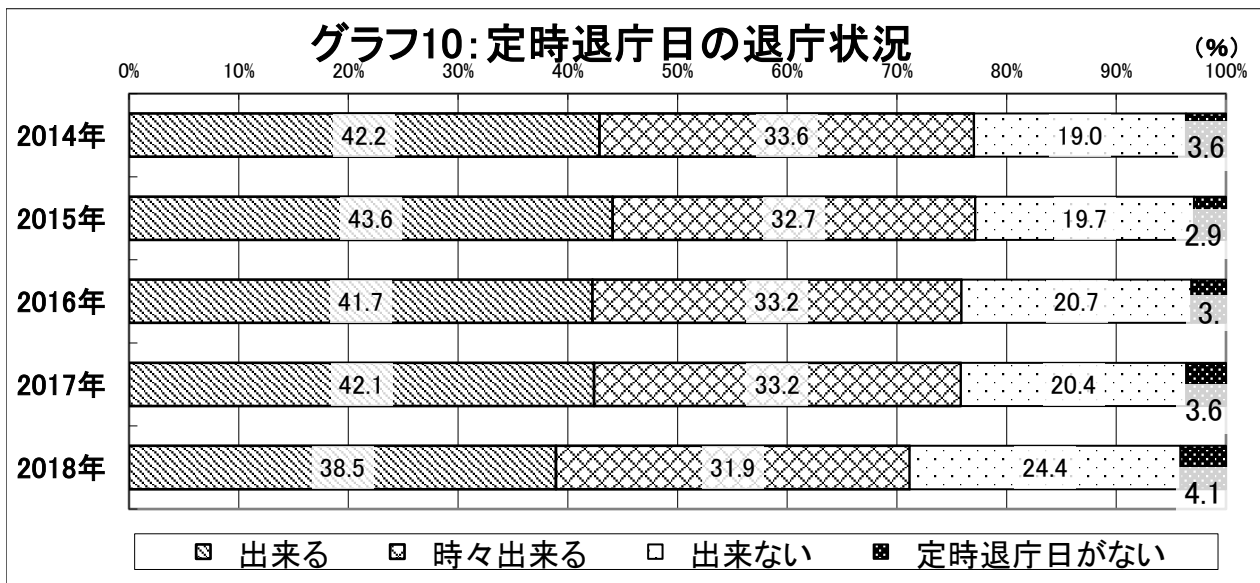
- ① 霞が関の国家公務員数（管理職を除く一般職）：34,000人
 - ② 1人あたり年間標準労働時間：1,744時間
- ※積算根拠：1日7時間45分労働で年間225日出勤

II. 中央府省の残業対策

これらの残業に対して中央府省の各当局は、毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日の設定等を実施したり、省庁毎に週一定時退庁日を設けたりしています。本アンケートでは、各府省での超過勤務改善の取り組み状況や定時退庁の状況についても聞いています。

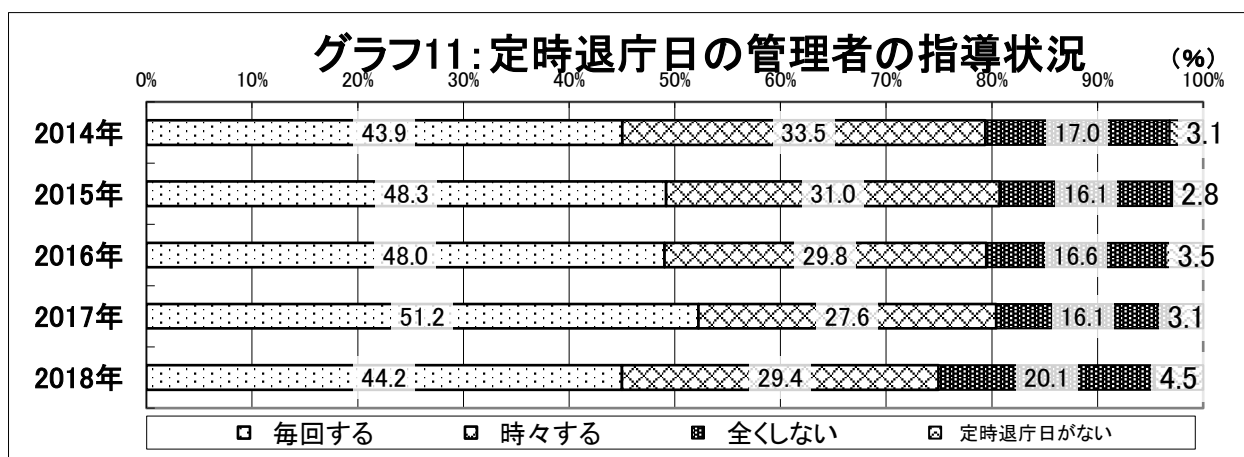
II-1. 定時退庁日の退庁状況

政府が定めた定時退庁日に「定時退庁出来ない」とする者が24.4%（前年20.4%）おり、「時々出来る」の31.9%を含めると56.3%（前年53.6%）と、昨年より2.7ポイント上昇し、依然として半数以上が毎週の定時退庁が出来ない状況にあります。



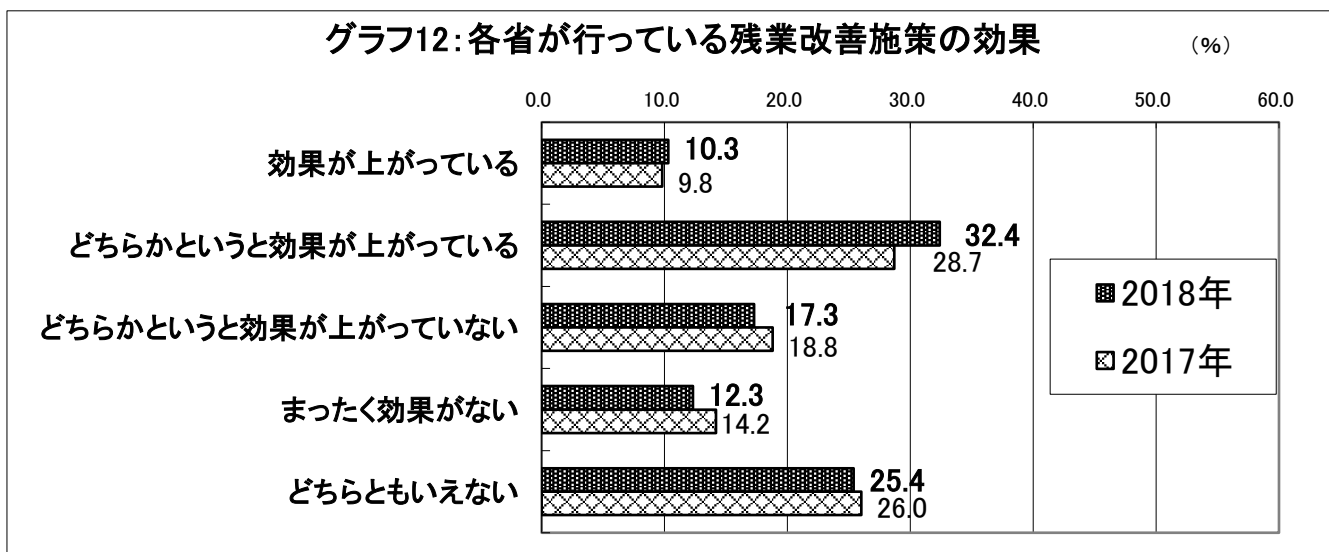
II-2. 管理職の指導の有無

定時退庁日に対する管理職の指導の有無をみますと、「全くしない」が20.1%（前年16.1%）であり、「時々する」の29.4%を含めると49.5%（前年43.7%）と、半数近い管理職が十分な指導をしていない実態が続いています。



II-3. 残業改善施策の効果

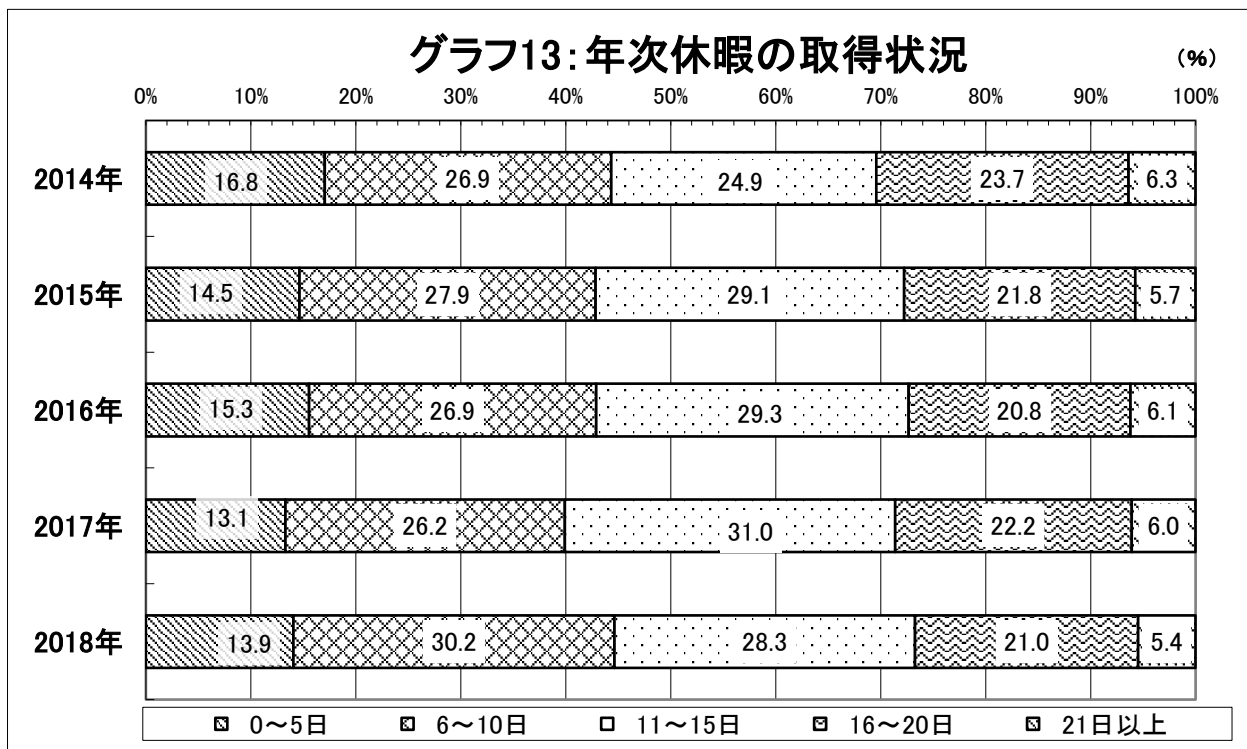
残業改善対策に対する評価をみますと、「効果が上がっている」が10.3%（昨年9.8%）、「どちらかというと効果が上がっている」が32.4%（昨年28.7%）で、改善施策を肯定的にとらえている割合が42.7%（昨年38.5%）でした。一方、「どちらかというと効果が上がっていない」が17.3%（昨年18.8%）、「まったく効果がない」が12.3%（昨年14.2%）で、効果に否定的な割合が29.6%（昨年33.0%）と、昨年より3.4ポイント低下しました。



Ⅲ. 職員の健康について

Ⅲ-1. 年次休暇の取得日数

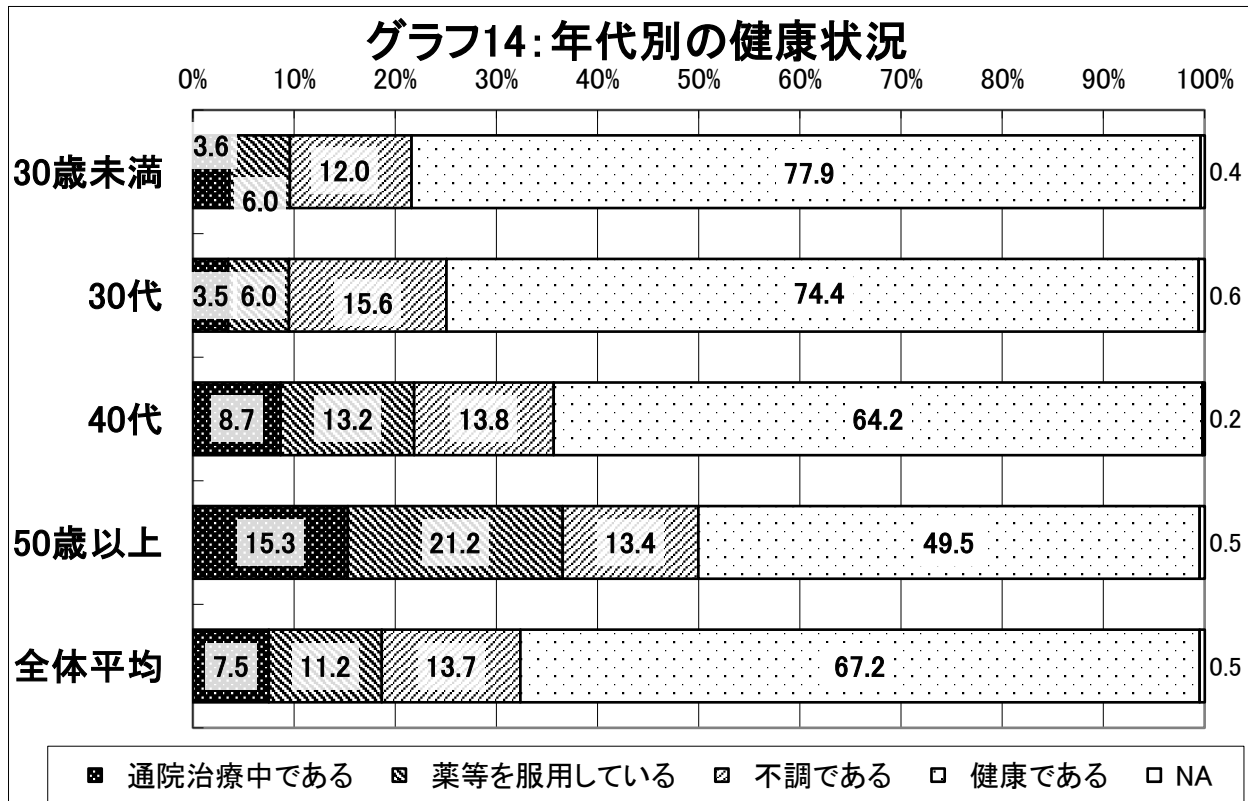
年次休暇（20日間/年間）の取得日数についてみますと、年間の平均取得日数は11.7日（前年12.1日）で年次休暇取得率は58.5%（昨年60.7%）となっております。これを取得日数別にみると年次休暇取得日数「10日以下」が44.1%を占めています。また、「5日以下」が13.9%となっており、休暇を取りづらい実態が浮き彫りとなり、家庭生活や健康上からも見過ごせない問題です。安心して休暇が取れる職場環境づくりや年次休暇の計画的取得を促す全府省的な取り組みを強化することが求められます。



Ⅲ-2. 健康状態

次に、現在の健康状態についてみますと、「不調である」「薬等服用している」「通院加療中である」という状態に置かれている人が32.4%（前年32.2%）となっています。

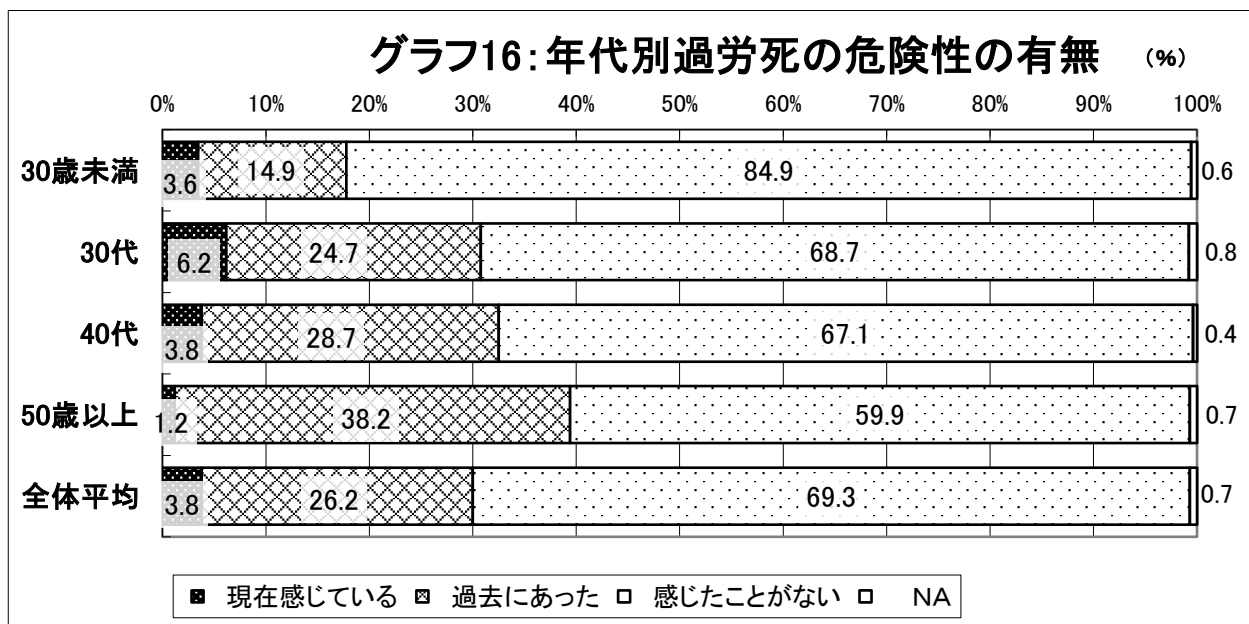
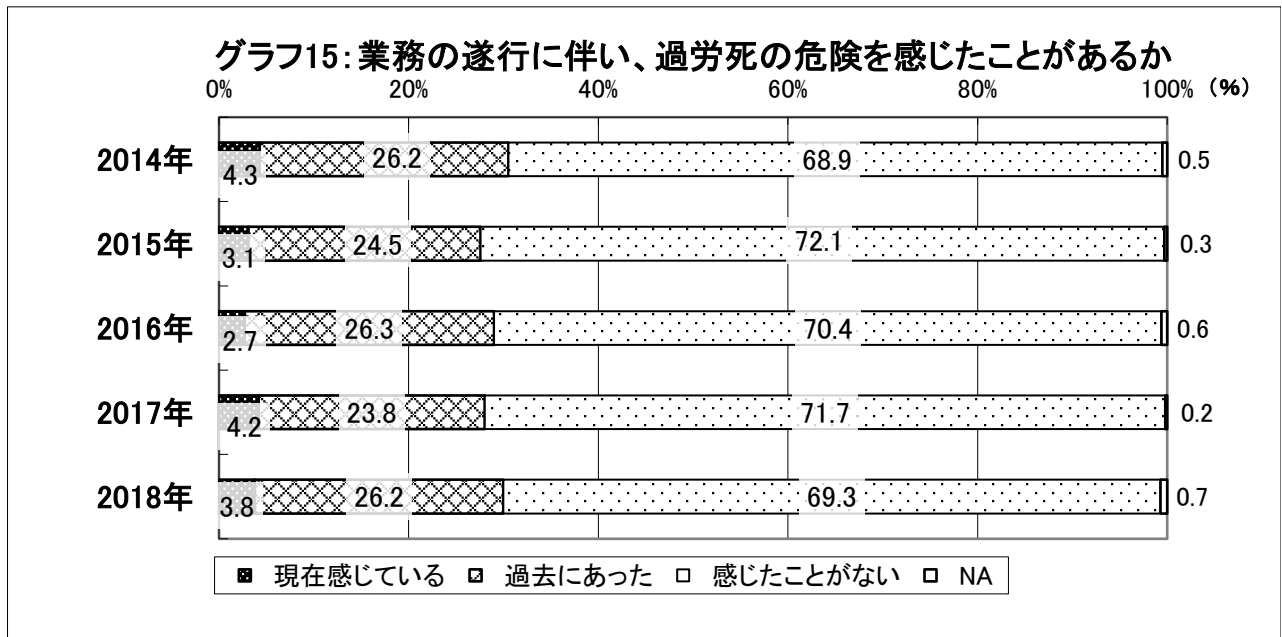
これを年齢別にみますと、30歳未満では21.7%（前年19.2%）、30歳代では25.0%（前年27.2%）、40歳代では35.7%（前年35.8%）、50歳以上では50.0%（前年50.0%）と年代が高くなるにつれ健康に不安を抱えている者の割合が増える傾向にあります。



Ⅲ-3. 過労死の危険性

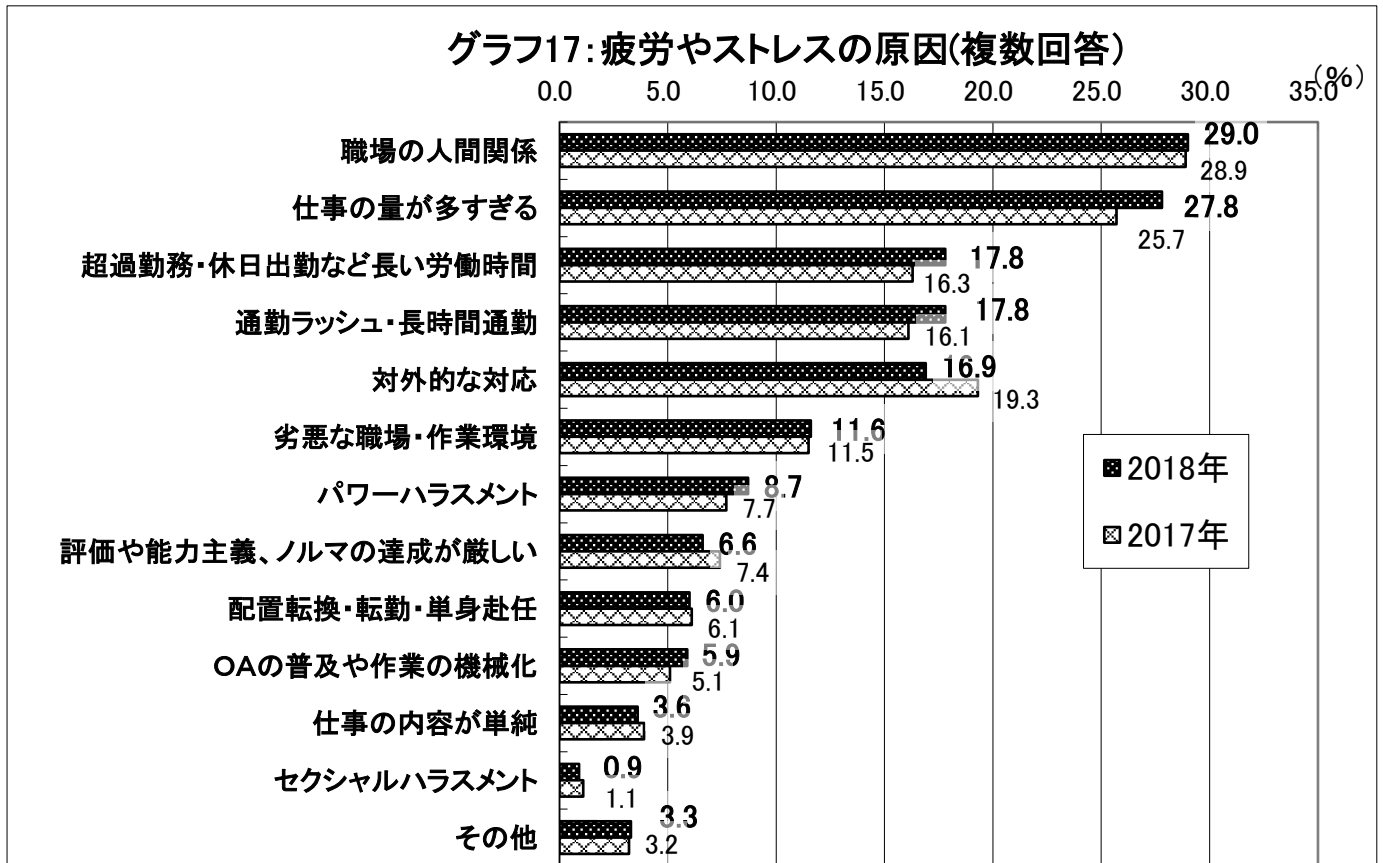
過労死の危険を「現在感じている」3.8%（前年4.2%）、「過去に感じた」26.2%（前年23.8%）を合わせた割合が30.0%（前年28.0%）に達しています。年齢別にみると30歳代で6.2%もの者が過労死の危険を現在感じていると回答しています。

「現在感じている」「過去に感じた」を合わせた割合を年齢別にみますと、30歳未満では18.5%（前年15.1%）、30歳代では30.9%（前年31.0%）、40歳代では32.5%（前年32.8%）、50歳以上では39.4%（前年33.8%）となっています。

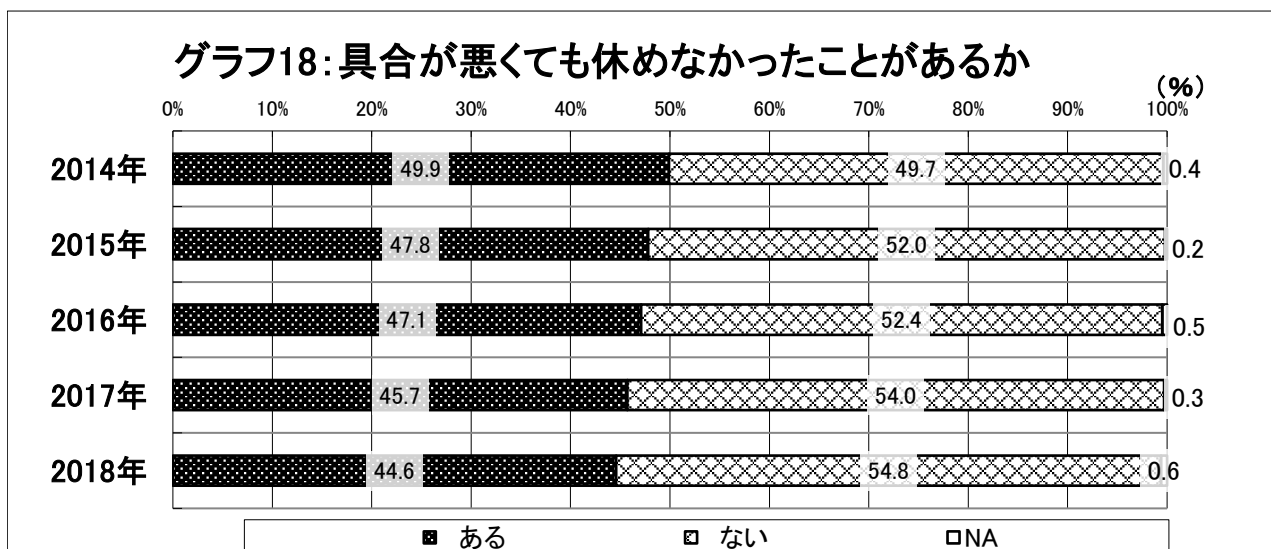


Ⅲ-4. 業務におけるストレス＝最大は、職場の人間関係＝

(1) 疲労や精神的ストレスを感じていると回答した人は全体で 53.0% (前年 52.0%) となり、その主な原因として、職場の人間関係 (29.0%)、仕事の量が多すぎる (27.8%)、残業・休日出勤など長時間労働 (17.8%)、通勤ラッシュ・長時間通勤 (17.8%)、業務上のつきあい・対外的な対応 (16.9%) が上げられています。



(2) 「からだの具合が悪くて休みたかったが、休めなかった」と回答した人は全体で 44.6% (昨年 45.7%) とほぼ半数の人が回答しています。



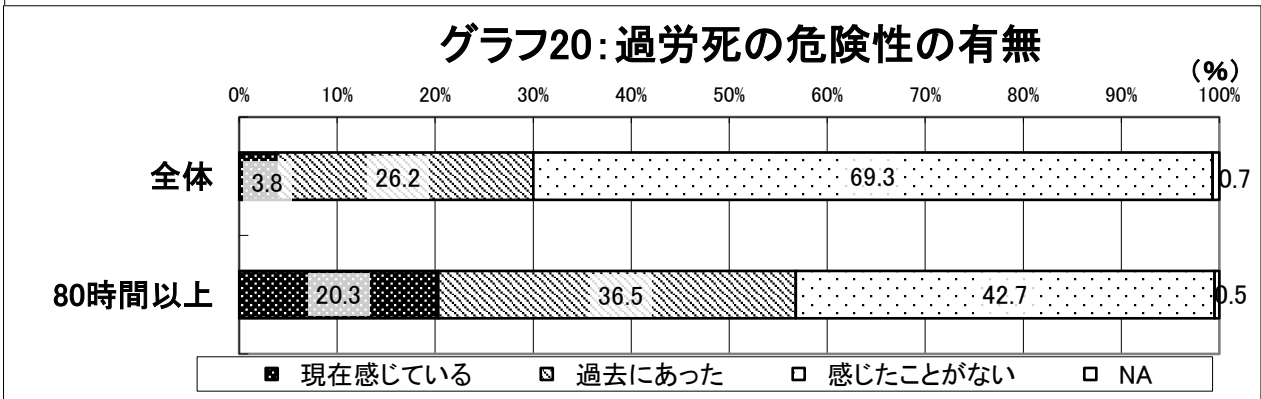
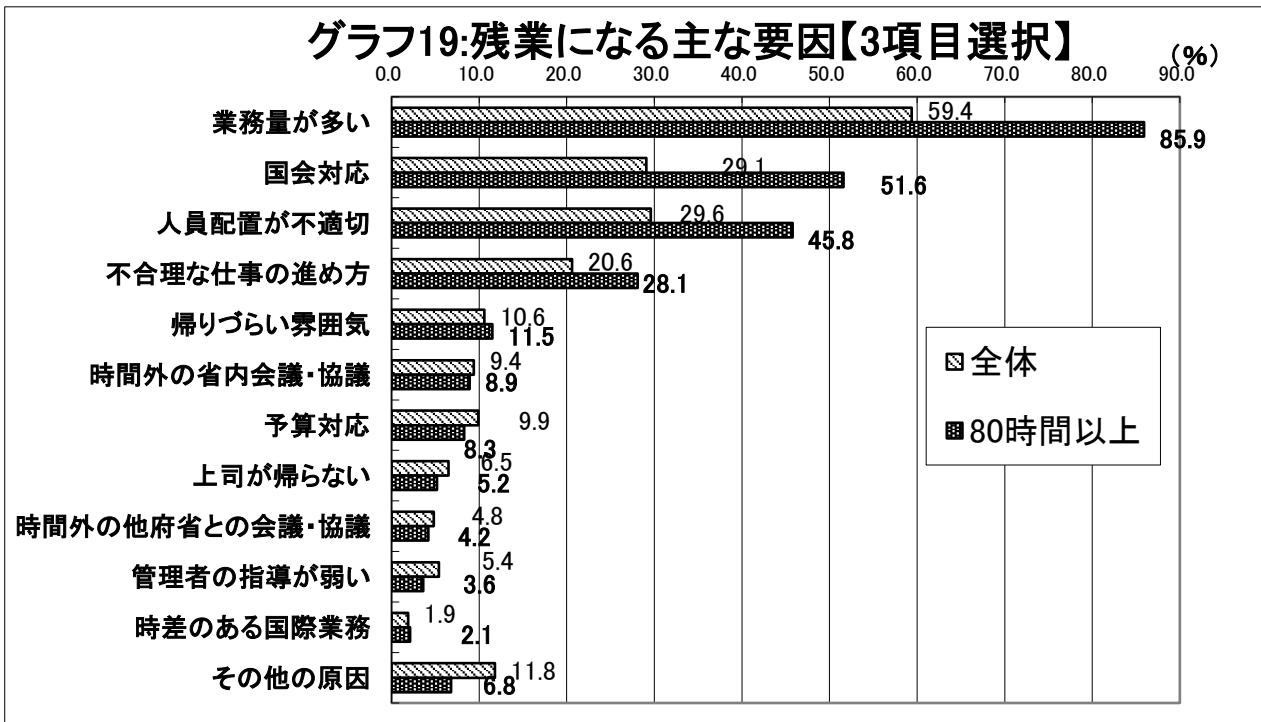
Ⅲ-5. 長時間残業者（月平均 80 時間以上）の実態

「月平均 80 時間以上の残業者」は 9.8%（前年 6.3%）となりました。従って、霞が関の職員・組合員のうち 3,332 人（34,000 人の 9.8%相当）が、過労死ラインで働いていることとなります。

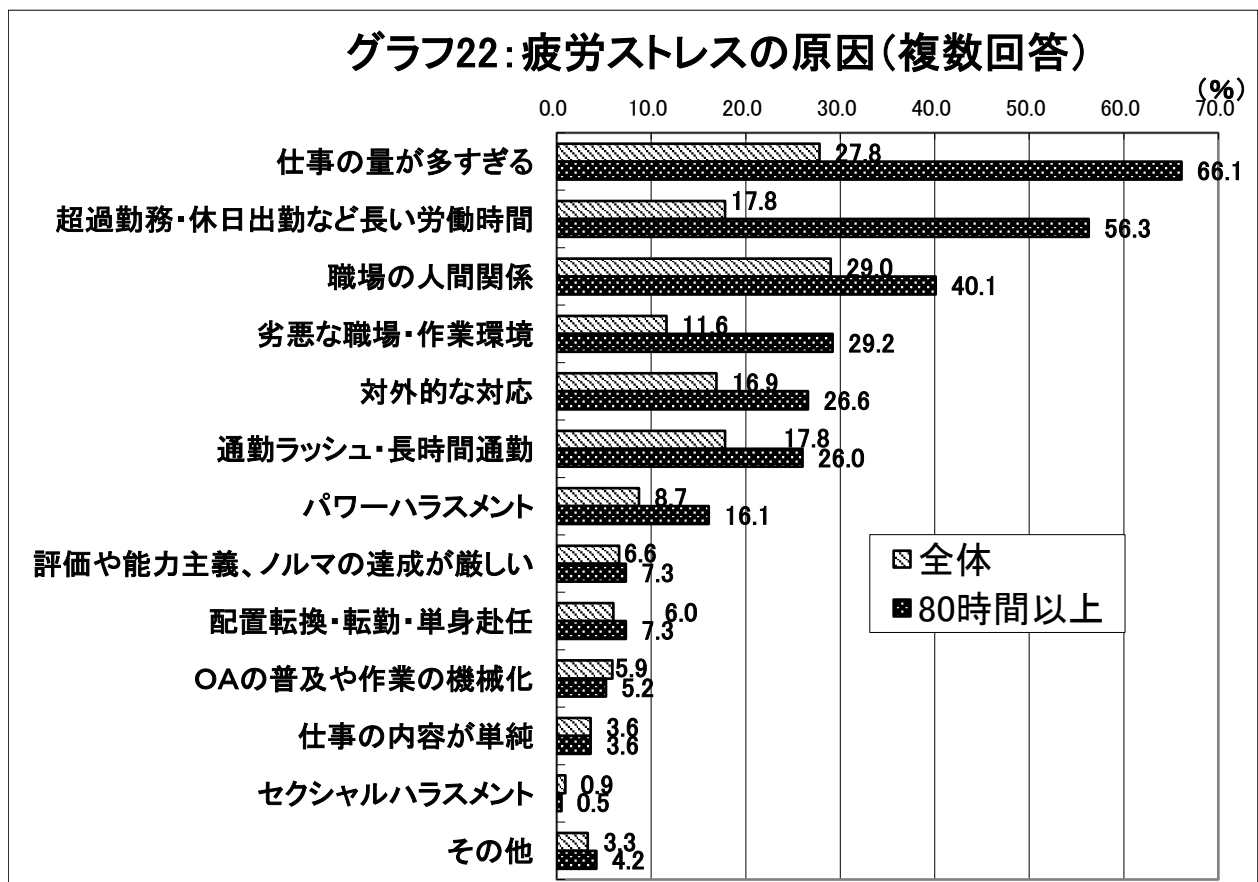
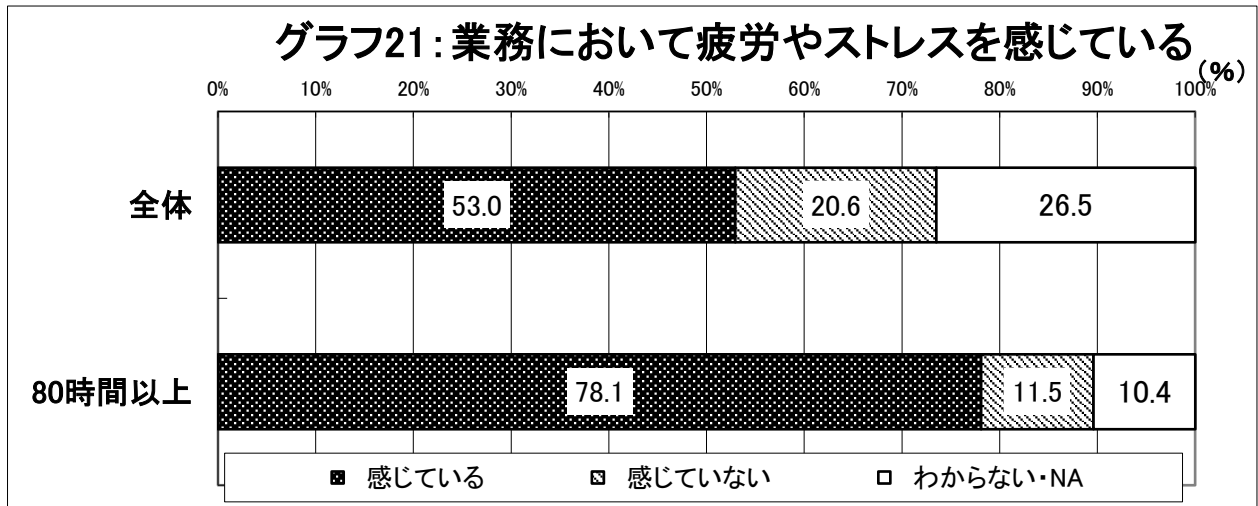
これら「月 80 時間以上」3,332 人の残業となる原因は、「業務量が多い」が 85.9%（全体 59.4%）、「国会対応のため」が 51.6%（全体 29.1%）、続いて「人員配置が不適切なため」が 45.8%（全体 29.6%）となっており、いずれも全体平均を大きく上回っています。

また、「現在過労死の危険を感じている」と全体で 3.8%（昨年 4.2%）が答えています。霞が関には 1,292 人（34,000 人の 3.8%相当）もの職員が、現在過労死の危険を感じながら長時間過密労働にさらされています。とりわけ、月 80 時間以上の長時間残業者では、20.3%もの人が、現在過労死の危険を感じながら業務遂行を余儀なくされています。

「過労死」や「過労自殺」を 1 人も出さないための政府・当局の緊急で抜本的な解決策が求められます。



さらに、「業務において疲労やストレスを感じている」は78.1%（全体53.0%）と多く、その原因は、「仕事の量が多すぎる」が66.1%（全体27.8%）、「残業休日出勤などの長時間労働」が56.3%（全体17.8%）となっており、過度な仕事量による長時間過密労働がストレスの主因であることがうかがえます。



IV. まとめ

以上の結果から、

霞が関に働く国家公務員は①月平均 36.9 時間の残業をし、②57.8%の人が休日勤務をしており、③退庁時間が 23 時以降が 14.4%、④9.8%が過労死ラインで働いていて、⑤過労死の危険を感じた者が 30.0%、⑥「体調不良」「薬等の服用」「通院加療中」32.4%、⑦「からだの具合が悪く休みたかったが、休めなかった」人が 44.6%に達していることなどから、霞が関の中央府省の過酷な勤務実態が組合員等の尊い生命を奪いかねないという危機的状況にあることを示しています。

人事院の調査によれば、国家公務員の死亡原因のうち「がん 35.6% (40.1%)」、「自殺 17.8% (16.4%)」、「心疾患 11.6% (14.2%)」、「脳血管疾患 5.1% (4.0%)」、「不慮の事故 4.7% (5.5%)」、となっており、「自殺」は「がん」に次いで第 2 位となっています（平成 29 年度死亡者数等調査。() 内の%は前回 26 年度調査）。

また、国家公務員の「心の病」による 1 か月以上の長期病休者が、3,487 人（長期病休者の 65.5%）となっています（平成 29 年度長期病休者実態調査）。

近年、霞が関中央府省での「心の病」の増加などは、これらの危機が現実のものであることを示しています。

霞国公は組合員等の命と健康を何よりも大切にする労働組合として、職場での過酷な勤務実態を直ちに改善するよう強く求め、政府当局等に要求を提出し運動を展開しています。